

Newsletter

No. 1 Autumn 2004



21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」
21st Century Center of Excellence Program "Soft Law" and the State-Market Relationship

創刊の挨拶

拠点リーダー 中山信弘

我々の推進する「国家と市場の相互関係におけるソフトロー —— ビジネスローの戦略的研究教育拠点形成」が平成15年度のCOEプログラムに選択され、1年余り研究を続けて参りました。そこで、我々のプロジェクトを広く外部にも知っていただくために、このたびNewsletterを創刊することになりました。

このプロジェクトのキーワードは「ソフトロー」という言葉です。常識的には、法という言葉からは、国の法律に典型的に見られるように、最終的には裁判所でその履行が担保されるようなものを連想されると思いますが、事実上規範とされているものは、これらの狭い意味での法に限られるものではありません。このような規範を「ソフトロー」と呼んでおります。

ソフトローはあらゆる世界に広く見られる現象で、これらを抜きにして法律だけを見ても、現実の社会は見てきません。特に現在社会において基本的な要素となっているビジネスの世界は実に多様性に富んでおり、そのうえ今日のビジネスは地球的規模での広がりをもっているために、一国の法が及ばないところで話が進んでおり、必然的に裁判所の力の及ばない規範がビジネスをリードすることにもなります。このことは今後のビジネスにおいてソフトローが一層重要となるということを意味します。そのような観点から本プロジェクトは、主としてビジネスという側面からソフトローを研究し、その体系化をはかるとともに、その研究成果を教育に還元しようとするものです。

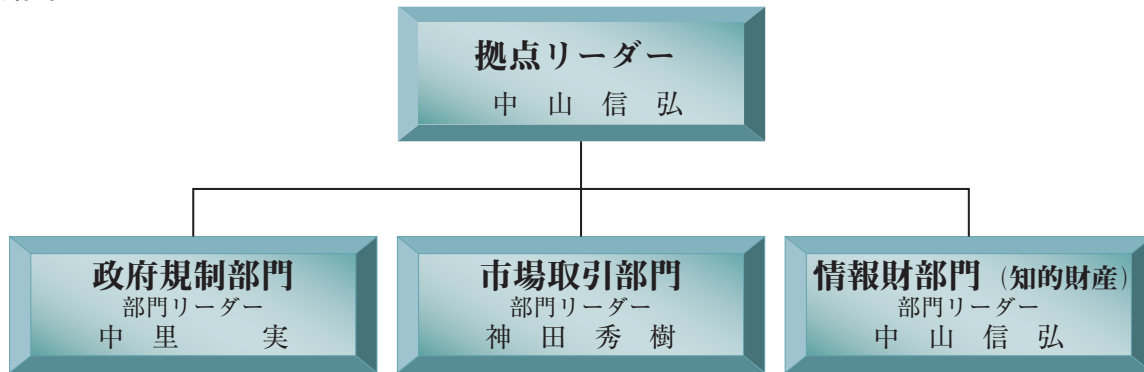
わが国の法律学あるいは法律教育が世界における法律という市場で外国と互角に競争し、それに打ち勝ってゆくためには、このソフトローの研究・教育が欠かせないと考えます。幸いにも東大法学部・法学政治学研究科は多数のビジネスローの研究者を擁し、ビジネスローをフルラインで研究し、教育できる体制と実績を有しており、しかもその研究者の多くは、審議会や国際的なモデルロー策定作業への参加等を通じて常にソフトローの重要性を身近に感じております。本プロジェクトはこれらの人的資源を最大限に有効利用し、かつ経済学者等の協力も得て、この計画の遂行体制を整えております。

従来わが国の法学研究は実定法中心であったため、ソフトローは散在しています。まずはこれらの散逸しているソフトローを収集し、データベースを構築する作業を行います。これは研究にとって必須の基礎的作業となりますが、それと並行して、政府規制部門・市場取引部門・情報財（知的財産）部門の3部門に分けた研究を行い、また必要に応じて各部門の分野横断的研究会を行い、ビジネスローの領域におけるソフトローの解明に努めます。さらには諸関連領域の専門家とも協力して、なぜ人々が裁判所で強制されないような規範に従うのかという根本的・理論的な問題にもメスをいれる予定でおります。

実践的な意味において、わが国の法律学、特にビジネスローの分野において、世界的な競争力をつけるためには、研究だけでは不十分であり、その成果を広く均霑してゆくことが肝心です。そのためには、研究成果を大学院における教育の場に活かすことは当然ですが、本プロジェクトでは、公開講座、セミナー、研究会等々を通じ、また折りに触れ出版により、知識の広い普及を図る必要があると考えております。その目的達成のためには、法律学の分野だけではなく、隣接諸領域の研究者にご協力頂くことも大切であり、本Newsletterを機に、今後とも関係する多くの方のご支援をお願い致します。

1 研究教育組織

組織図



2004年10月1日

研究教育拠点構成員

<p>中里実(部門リーダー) ビジネスローセンター・租税法</p> <p>五十嵐武士 法学政治学研究科・アメリカ政治外交史</p> <p>確井光明 法学政治学研究科・租税法</p> <p>小寺彰 総合文化研究科・国際経済法</p> <p>宇賀克也 法学政治学研究科・行政法</p> <p>岩村正彦 法学政治学研究科・社会保障法</p> <p>増井良啓 ビジネスローセンター・租税法</p> <p>白石忠志 ビジネスローセンター・経済法</p>	<p>神田秀樹(部門リーダー) 法学政治学研究科・商法</p> <p>落合誠一 法学政治学研究科・商法</p> <p>宮廻美明 法学政治学研究科・国際企業法</p> <p>岩原紳作 法学政治学研究科・商法</p> <p>山下友信 法学政治学研究科・商法</p> <p>内田貴 法学政治学研究科・民法</p> <p>藤田友敬 法学政治学研究科・商法</p> <p>松村敏弘 社会科学研究所・産業組織・公共経済</p>	<p>中山信弘(部門リーダー) ビジネスローセンター・知的財産法</p> <p>ダニエル・フット 法学政治学研究科・法社会学</p> <p>浅香吉幹 法学政治学研究科・英米法</p> <p>大淵哲也 法学政治学研究科・知的財産法</p> <p>荒木尚志 法学政治学研究科・労働法</p> <p>森田宏樹 法学政治学研究科・民法</p>
---	---	---

<p>特任教授 渡辺裕泰 早稲田大学大学院ファイナンス研究科</p> <p>相澤英孝 一橋大学法学部</p> <p>柏木昇 中央大学法学部</p> <p>道垣内正人 早稲田大学法学部</p> <p>鮎瀬典夫 日本銀行</p> <p>特任助教授 石川博康 学習院大学法学部</p> <p>瀬下博之 専修大学商学部</p> <p>加賀見一彰 明海大学経済学部</p>	<p>特任研究員 矢野睦 東京証券取引所</p> <p>渡辺宏之 早稲田大学法学学術院</p> <p>白崎宏一 (株)トレードウィン</p> <p>大久保直樹 法学政治学研究科</p> <p>加藤公延 新成特許事務所</p> <p>川副令 法学政治学研究科</p> <p>渡邊絹子 法学政治学研究科</p> <p>山神清和 法学政治学研究科</p> <p>特任アシスタント 小林秀太 法学政治学研究科</p> <p>永野仁美 法学政治学研究科</p>
---	---

メンバー紹介

本拠点は事業推進担当者（本学の教員）と拠点形成特任教員・拠点形成特任研究員（学内外からの参加者）、そして拠点形成アシスタント（博士課程在籍の学生）によって構成されています。事業推進担当者は①政府規制、②市場取引、③情報財（知的財産）のいずれかの部門に属します（3ページの組織図参照）。ここでは構成員のなかから毎回数名を選び、その横顔をご紹介します。また「私のソフトロー研究」コーナーでは、毎回1人の研究者がソフトロー研究にかける思いを語ります。

拠点リーダー



中山信弘(なかやま・のぶひろ) 1945年5月7日浜松市生まれ。東京大学法学部卒業後、同助手、助教授を経て、1984年から東京大学法学政治学研究科教授。知的財産法を専攻。本COEの拠点リーダーを務めるとともに、情報（知的財産）部門の部門リーダーも務めています。私の専門である知的財産法は、近年、単なる財産法の枠を越えて、産業政策の道具として注目を集めていますが、そうなるにますますソフトローが重要になってくると思われれます。また知的財産法の対象である情報には事実上国境はなく、その観点からも情報財の規整においてソフトローは重要な地位を占めるようになっております。今後の研究は、ソフトローも含め、知的財産法制全体についての体系を考えてゆきたいと思っています。また拠点リーダーとして、本プロジェクト全体の研究体制を整備し、研究を深化させ、それを外に発信できるよう努めます。

政府規制部門リーダー



中里 実(なかざと・みのる) 1954年夏埼玉県生まれ。東京大学法学部卒業後、同助手、一橋大学助教授等を経て、1997年1月から東京大学大学院法学政治学研究科教授。政府規制部門の部門リーダーを務めています。個人的には、文化と法の関係に関する研究を通じて、このプロジェクトに貢献出来るようにがんばっています。現在は、ボストンに滞在中ですが、こちらでも、文化と法の研究会を継続中です。

特任教授



道垣内正人(どうがうち・まさと) 1955年12月18日岡山市生まれ。東京大学法学部卒業後、同助手、外務省経済局海洋課嘱託、明治大学助手、東京大学教養学部助教授、同大学院法学政治学研究科助教授、同教授を経て、2004年4月から、早稲田大学大学院法務研究科客員教授、弁護士（長島・大野・常松法律事務所）。同月から、本COE特任教授をつとめています。国際私法・国際取引法を専攻していますので、市場取引部門に属し、研究会に参加して議論を重ねつつ、国際取引におけるソフトローの研究をしています。ルネッサンス期の地中海貿易を通じて形成・発展してきたレックス・メリカトリアに起源を持つ国際取引に関するソフトロー、その中でも、仲裁による国際商事紛争解決において準拠されているソフトローに関心を持っています。

特任助教授



加賀見一彰（かがみ・かずあき） 早稲田大学政治経済学部経済学科卒業後、(株)長銀総合研究所での勤務を経て、東京大学大学院経済学研究科へと進学しました。現在は、明海大学経済学部において助教授として奉職しています。2003年博士（経済学）学位取得。専門：応用ミクロ経済学。

ミクロ経済学を用いて現実の様々な制度を分析することを研究主題としています。ミクロ経済学というのは、ごく簡単にいうと、様々な人や組織の意思決定、および、その絡まり合いの結果として起こる出来事について考察する枠組みのことです。考察の対象領域としては、研究者を志した当初は、流通システムや取引慣行に関心を持っていました。その後、流通システムの研究からより包括的な取引制度の研究へ、また取引慣行に関わる法制度の研究から「法と経済学」の研究へと関心領域を広げて参りました。私の関心の中ではハード・ローもソフトローも全体的な制度の構成要素のひとつであり、全体的な制度が機能する中でこれらの様々な統制手段が果たす役割を解明することを目指しています。

現在とくに注力しているテーマを三つ紹介させていただきます。第一に、国際私法です。この分野では、当然ながら統一的な立法・強制主体が存在し得ない状況を想定します。それにも関わらず、法ないし何らかの統制機構が必要とされることは言うまでもありません。単に、準拠法の決定や管轄権の設定という問題だけでなく、より根元的な望ましい国際的な統制ルールについて研究しています。第二に、会計です。会計制度は、もともとハード・ローとソフトローが混在している領域ですが、近年では国際会計基準を巡る議論もあってさらに複合化・錯綜してきています。このテーマについては、会計学者との共同研究プロジェクトを進めていますが、本COEプロジェクトにも成果をもたらす予定です。

第三は、機械工業等のサプライヤー関係における制度選択です。従来は、いわゆる下請系列か市場かという二元論でサプライヤー組織が語られる傾向が強かったように思います。しかし、下請系列だけでなく法的根拠を伴う組合組織や、法的根拠のない任意組織も存在していました。これらの企業間組織に関するハード・ローとソフトローの研究は意外と蓄積されていません。経済史の視点・手法も活用して、このテーマの探求を進めていきます。

特任研究員



矢野 睦（やの・あつし） 1972年1月8日宝塚市生まれ。神戸大学経済学部卒業後、東京証券取引所入社。情報システム部を経て、2001年7月から、株式会社株式総務グループに配属され、2003年11月から、本COE特任研究員をつとめています。株式会社株式総務グループでは、株式売買制度の企画・立案及び取引所上場商品のプロモーション活動に従事しています。

2001年の商法改正による金庫株解禁の際には、自己株式取得内閣府令の解説及び事前公表型の自己株式取得スキームの策定に従事しました。本COEでは、市場取引部門に属し、証券取引所による自主規制や、業界団体による自主ルールの構造や効果について研究しています。また証券のみならず、金融関係全般のソフトローについての研究及びデータベースの作成を行っています。主な著作に、「金庫株解禁に伴う東証市場における自己株式取得の取扱い」（商事法務No.1612号）。



私のソフトロー研究

特任助教授（学習院大学法学部） 石川博康

ソフトローと一口に申しましても、法的な強制力を伴わない規範としてそれを広い意味において理解する限り、そこには様々な種類と形態のものが含まれ得ることが知られています。我々のプロジェクトにおける研究体制が、政府規制部門、市場取引部門、情報財（知的財産）部門という3つの部門に分けられているのも、そのような多様な性質のソフトローを分節化しつつ分析する必要性を踏まえたものであると言えます。さて、そのようなソフトローに対する私の関心と致しましては、民法、特に契約法に関する研究を専門としていることとの関係上、契約実践を通じて形成される取引慣行や慣習に行われている契約行動としてのソフトローをめぐる諸問題に、とりわけ強い興味を抱いています。しかし、そのような取引社会において形成される自生的な秩序としてのソフトローは、インフォーマルな形態をとる行政的規制の一方法としてのソフトローなどとは異なり、その存在を目に見える形で把握することはそれほど容易なことではありません。すなわち、後者に関しては、法的な拘束力を伴わないインフォーマルなものであるとは言え、それが何らかの規制を目的として権威的主体によって提供されるものである以上、（もちろん、それを実際に入手し収集することの困難さは別として）ガイドラインや通達等のような目に見える形で存在していることが多いように思われます。それに対し、前者のソフトローに関しては、それが自然発生的なものであるため、そのようなソフトローの内容やその存在それ自体が十分に明らかにはなっていない場合が少なくありません。もちろん、前者のソフトローに関しても、例えば建設工事請負に関する標準契約約款（著名なものとしては、民間〔旧四会〕連合協定工事請負契約約款などが存在しています）などにおいて、標準的な合意内容という形式を採りつつ取引自生的な規範が目に見える形で現れてくる場合もございます。しかし、それが一定の社会的な権威を背景として形成される場合には、むしろ規制の一方法としてのソフトローに近い性質をも有することになりますし、何よりそこには強い標準化の力が作用していることに注意しなければなりません。現実の取引社会においては、画一的な取引ネットワークの形成やそれによる機会費用の逡減などに関係する標準化のベクトルと、個別の取引や契約当事者の個性に応じた特異化のベクトルとが、複雑に絡み合いつつ一定の秩序を形成しています。そしてソフトローについても、そのように取引秩序が示す標準化と特異化の両側面との関係においてそれを把握していくことが求められるでしょう。

以上のように、自生的でしかも一定の特異化傾向をも踏まえたソフトローについては、標準的な合意内容や比較的明確な取引慣行等の形でその存在を確認することが容易ではありませんが、それは、そもそもそのような規範がしばしば明確な事前のルールとして定式化されることに馴染まない性質を有しているということに原因の一端があると考えられます。それは、ある取引関係が属している部分的な取引社会の内部において共有されている規範に対し、それを補完あるいは修正する形で個々の契約当事者間における関係的理解が作用することの結果でもあります。そこでは、時の流れや何らかの具体的事象の発生に応じて、その都度の関係的理解を踏まえてより柔軟に規範自体が変化していくことが期待されています。そのような関係的理解に繋留されたソフトローは、規範として当事者において実際に作用していることには疑いはないとしても、その個別性と柔軟性故に、一定の明確なルールとしての姿を与えることはしばしば困難な課題となります。

自生的なソフトロー、特に以上のようにそれを定式化することにすら困難が伴うタイプのソフトローの

実体に迫るための一つの方法として、その実体を把握する方法それ自体をより洗練されたものとするのが考えられます。つまり、そのような規範を具体的なルール of 形では示せなくとも、そのような規範が導かれるプロセスをより明確なものとすることによって、間接的にその規範の実体を描き出すことができるのではないかと、ということです。そして、そのような規範の生成・存続・変化のプロセスを理論的に解明する上では、法的なルールを主たる対象とする法学上の分析枠組を超えて、社会学、人類学、心理学、経済学などの学際的手法を応用した分析を行うことが有用となるでしょう。もっとも、そのように分析のプロセスそれ自体にどこまでの重要性を見出すかを別とすれば、ソフトロー研究に際してこのように学際的な分析手法を重視するというのは私個人の立場というわけではなく、私たちのいくつかのプロジェクトのうちの一つで分野横断的な基礎理論研究を行っている「ソフトロー理論研究会」においても、その研究会の基本方針として概ね了解されていることでもあります。

さて、以上のような関心からのソフトロー研究として私が行っている試みの一つが、「信頼」に関する研究です。信頼は、特に1990年代以降に集中的な学際的研究の対象とされてきたテーマの1つです。法学の世界においても、当事者における信頼というファクターが何らかの法的評価を行うに際しての考慮要素とされることはしばしば見受けられ、信頼という概念自体は比較的馴染み深いものであるとは言えましょう。もっとも、近時盛んな学際的な信頼研究については、それが法の問題とは別の次元において展開されることが多かったこともあり、法学の分野においてそれほど大きな関心を引くことはなかったように思われます。しかしながら、信頼をめぐる法学上の議論を行う場合にも、社会的実在としての信頼のメカニズムを十分に把握した上でその議論を行う必要があるように思います。例えば、現に存在している信頼をいかに法ルールのレベルに引き上げるかという問題が扱われる際には、そのような法ルールの存在に先行して信頼が果たしている社会的機能を考慮し、その法ルールが存在することによってその場面における信頼のメカニズムにどのような影響が生じ得るか等について検討がなされなければなりません。「信頼」というメカニズムが具体的な法ルールから離れてあるいはそれに先行して存在し機能しているということ、法ルールをめぐる議論においてもきちんと踏まえる必要がある、ということになります。また、そのような法との関係においてだけでなく、ソフトローとの関係においても、信頼は極めて興味深い検討対象となり得ます。すなわち、信頼の概念理解については様々な議論があり得るところですが、それが法的な強制力等を伴うことなく当事者において一定の協調行動を自発的に生み出す源泉であるという点については、比較的広く意見の一致を見ています。その点に鑑みれば、法的強制力なき規範としてのソフトローの形成や存続に関しても、そのような自発的な協調行動を生み出す信頼のメカニズムが深く関係していると考えられます。そのため、信頼のメカニズムに関する研究は、ソフトローが導出されるプロセスを解明するに際しての極めて重要な検討課題の一つであると言えます。そしてそれは、自生的なソフトローに関する研究の一環として、私が現在取り組んでいる課題の一つでもあります。

以上、ソフトロー研究に関しての私の問題関心や具体的な研究内容などにつき、ごく簡単に紹介させて頂きましたが、以上の他にも、ソフトローの形成等に際し他の規範が果たす役割などについても現在研究を進めています。そのような規範相互の関係に着目した規範の形成過程に関する研究としては、アクセルロッドによるメタ規範のモデル（ある規範からの逸脱に対して罰を加えなかった者をも罰するというメタ規範の存在が、その規範の形成や存続に関係しているというモデル）に関する研究などが比較的知られていますが、そのような議論をも踏まえつつ、法や他のソフトローがソフトローの形成等にいかに関与するのかにつき、検討を行う予定です。検討すべき課題は山積みの状態ですが、たとえ少しずつでもその歩を進めていくことができるよう、そしてそれがソフトロー研究としていくらかでも有意義なものとなり得るよう、心がけたいと思っています。

2 研究教育活動

本拠点の研究教育活動の中心は、シンポジウムや研究会の開催です。現在、各部門別および分野横断的な研究会が継続的に開かれているほか、シンポジウム・公開講座のかたちで研究成果を広く一般にも公開しています。

本拠点の活動のいまひとつの大きな柱は、ソフトローに関する包括的なデータベース作成です。拠点リーダーのもとに分野横断的なデータベース収集・構築作業班が設けられ、事業推進担当者を中心にデータ収集が行われています。データ収集活動にあたり、部門別の会合を開くこともあります。

以下に2004年9月末までの活動をご紹介します。なお報告者等の所属・肩書は当時のものです。

各部門における研究会等

<政府規制部門>

■経済法研究会

独禁法を中心に、経済法におけるソフトローとハードローの相剋について、多角的に検討します。白石忠志教授を中心とし、いくつかの分科会に分かれ、本研究科大学院学生らを参加者とするもの、外部の法律実務専門家を参加者とするもの、などをおこないます。

	開催日	テ　　マ
第1回	2003年11月5日	航空会社の対抗運賃に関する公取委の対応
第2回	11月6日	独占・寡占規制の見直しに関する公取委報告書
第3回	11月26日	化粧品流通における再販売価格拘束の認定方法

■租税法ソフトロー研究会

多くのことがらを法律で定めなければならない租税法の分野でも（憲法84条参照）、法律で決まっていることは実はわずかです。そこで、業界における取り決めや、課税庁による公的アナウンスメント、国際機関で作成された解釈指針などを主な素材として、生成しつつあるソフトローを発掘し、多角的に検討する研究会を発足しました。増井良啓教授を中心に本研究科大学院学生の参加を得て行われます。

	開催日	テ　　マ	報　告　者
第1回	2004年6月8日	租税とWTO補助金協定 (第156回比較法政セミナー・第10回BLCセミナーと共催)	張 勝和 (ソウル国立大学教授)
第2回	7月20日	ベンチャー・ファンドの理論と実践	郷治友孝 (東京大学エッジキャピタルパートナー)
第3回	7月22日	OECDモデル租税条約コメントリーの影響力について	増井良啓 (東京大学教授)

<市場取引部門>

■市場取引ソフトロー研究会

市場取引におけるさまざまなソフトローを研究します。対象とする領域は、資本市場、物流、国際取引に加え、電子商取引等新たな形態の市場取引を扱います。また規制産業によってなされる取引活動をも対象とする場合には、公的規制部門における分析とも密接に関連することになります。神田秀樹教授（商法）を中心に、本学内外の研究者、実務経験者によって組織されます。本研究会においては、データベース作成のための市場取引関係のソフトローの収集活動の報告を定期的に行ない、それらについて検討・分析します。

	開催日	テ　　マ	報　告　者
第1回	2003年12月25日	市場取引におけるソフトロー総論的なディスカッション	矢野 睦 (東京証券取引所・COE法律特任研究員)
第2回	2004年2月5日	ソフトローのケーススタディによる研究方法の考察	宮廻美明 (東京大学教授) 矢野 睦 (東京証券取引所・COE法律特任研究員) 白崎宏一 (株式会社トレードイン・COE法律特任研究員)
第3回	7月8日	引け値保証取引に関するケーススタディ	矢野 睦 (東京証券取引所・COE法律特任研究員)
第4回	7月15日	宮城県における日本酒をめぐる取引の実態調査	森田 果 (東北大学助教授)

<情報財（知的財産）部門>

■権利ビジネス研究会

近時その重要性が急速に高まってきているいわゆる「権利ビジネス」について、知的財産法、契約法、独占禁止法等の知見を総動員して、ソフトローとハードローの両面から、深く掘り下げた分析を行います。中山信弘教授・大淵哲也教授（知的財産法）を中心に、本学内外の研究者と「権利ビジネス」関係に通じた実務家（弁護士等）との共同研究の形で、理論・実務の双方について総合的な研究を行い、本分野における我が国最高水準の研究会を目指します。国際的な共同研究等や研究成果公開についても力を入れます。なお、本研究科の大学院生や法学部生の有志も多数、オブザーヴァーとして参加しており、将来の若手研究者・実務家の養成にも力を置いています。

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第1回	2003年11月12日	法に基づく差止請求権と契約に基づく不作為請求権 －権利ビジネス研究に対する一視点－	城山康文 (弁護士・東京大学法科大学院実務家教員)
第2回	2004年1月16日	ライセンス契約について	前田哲男 (弁護士)
第3回	5月19日	コンテンツビジネスの現状と課題	広実郁郎 (経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課課長)

■生命工学と法政策研究会

近年その進歩が目覚ましい生命工学（バイオ・テクノロジー）の研究成果の法的保護の在り方について、ソフトローにも十分に配慮しつつ、生命工学と知的財産法等との両面から、徹底的な検討を行います。中山信弘教授、樋口範雄教授（生命倫理）、大淵哲也教授を中心としていますが、本研究会は、我が国の本分野における第一人者をできる限り網羅する方針であり、本学内外の研究者と本分野で代表的な実務家（裁判官、弁護士、弁理士、特許庁関係者等）を広くカバーし、理論と実務の両面から、本分野における我が国最高水準の研究会を目指します。国際的な共同研究等や研究成果公開についても力を入れること、学生がオブザーヴァーとして参加することについては、上記権利ビジネス研究会の場合と同様です。なお、本研究会は、本研究科の学術創成プログラム（「生命工学・生命倫理と法政策」）が主催であり、本COEプログラムが共催しています。

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第1回	2003年12月1日	先端の生命工学と発明概念 情報コンテンツの保護の限界と特許権	平井昭光 (レックスウェル法律特許事務所弁護士・弁理士)
第2回	2004年1月10日	バイオ特許の考え方	引地 進 (特許庁特許審査第一部調整課審査基準室室長補佐)
第3回	5月6日	バイオ特許の現状 (タンパク質の三次元構造解析の問題を中心として)	清水初志・橋本一憲 (清水・橋本国際特許事務所弁理士)
第4回	7月29日	特許権のバランスのとり方	室伏良信(ファイザー株式会社知的財産部長)

■知的財産法研究会

現代の情報化社会において不可欠の重要性を有する知的財産法一般について、そのソフトロー的側面も含め理論と実務の両面にわたる総合的研究を行うことを目的とします。中山信弘教授・大淵哲也教授を中心としていますが、我が国の知的財産法の代表的な研究者・実務家多数の参加を得て、本学内外の研究者（関連分野も含む）と実務家（裁判官、弁護士、弁理士、行政庁関係者等）との共同研究の形で、本分野における我が国最高水準の研究会を目指します。国際的な共同研究等や研究成果公開についても力を入れること、学生がオブザーヴァーとして参加することについては、上記権利ビジネス研究会の場合と同様です。

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第1回	2004年2月27日	キルビー判決その後	牧野利秋 (弁護士・元東京高裁部総括判事)
第2回	4月20日	クレーム解釈と特許無効に関する若干の問題点	大淵哲也 (東京大学教授)
第3回	7月9日	知的財産権侵害による損害額の算定について	飯村敏明 (東京地裁判事)
第4回	9月17日	Xによる米国内における製品の販売につきYが米国特許権に基づく差止請求権を有しないことの確認を求める訴訟を我が国の裁判所に提起することの許容－東京地判平成15.10.16判タ1151号109頁（サンゴ砂事件）を素材として	三村量一 (東京地裁判事)

■知的財産ソフトロー収集作業班報告会

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第 1 回	2004年 7 月28日	特許等ライセンス契約における ソフトロー実態調査報告	知的財産ソフトロー収集作業班メンバー(藤野忠・山中藍子各氏) 及び指導弁護士(城山・井口・浅井・関山弁護士等)

<全分野横断的研究会>

■ソフトロー理論研究会

ソフトローを分析・検討する方法論に関する研究会。法律学者、経済学者、実務家による共同研究。

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第 1 回	2003年12月10日	議論の前提のすり合わせ	加賀見一彰 (COE法律特任研究員)
第 2 回	2004年 1 月21日	宗教の経済的機能	瀬下博之 (COE法律特任研究員)
第 3 回	3 月 5 日	社会規範の法と経済—その理論的展望	松村敏弘 (東京大学助教授) 藤田友敬 (東京大学教授)
第 4 回	3 月15日	信頼と法	森田 果 (東北大学助教授)
第 5 回	5 月28日	「信頼」に関する学際的研究の一動向 —ハーディンの信頼理論を中心に—	石川博康 (学習院大学助教授)
第 6 回	7 月 7 日	経営理念の経済効果	広田真一 (早稲田大学助教授)
第 7 回	9 月24日	法規範と社会規範の相互作用についての考察 —取締役の信託義務との関係を中心として—	野田博 (一橋大学大学院法学研究科教授)

■文化と法研究会

文化を情緒的にとらえずに客観的な素材としてとらえ、それに対する法の関わりについて専門的に分析し、その過程でソフトローについて具体的に明らかにすることを目的とします。中里実教授を中心に、芸術に関心のある企業人、大学院生(法律系、芸術系、教育系)、マスコミ関係者が参加。なお、本研究会は2004年8月から2005年3月まで一橋大学の相澤英孝教授が担当し、中里教授はこの期間、滞在先のボストンで本研究会を継続していく予定です。

	開催日	テ ー マ
第 1 回	2003年 9 月 8 日	各自の興味関心のもちより
第 2 回	10月20日	芸術の定義
第 3 回	11月20日	国家と芸術
第 4 回	12月26日	続・国家と芸術
第 5 回	2004年 6 月 3 日	文化と法 (COE公開講座と共催)

■ボストン「文化と法」研究会

芸術、文化、科学等への法の関わりを、国家や市場との関係で論ずることを目的とする研究会。「文化と法」研究会の後身としてハーバード・ロー・スクールを拠点に活動。ボストン租税理論研究会とも密接な関係を有します。

	開催日	テ ー マ
第 1 回	2004年 9 月21日	国家と知的財産権

■ソフトローデータベース収集・構築作業班

事業推進者・特任教員・特任研究員を中心に個別に行っているソフトローに関するデータベース構築のための収集作業状況を把握した上で、全体的な調整を行い、またデータベース作成の一般の方針についても議論します。

	開催日	テ ー マ
第1回	2004年7月8日	これまでのデータ収集作業の状況報告と今後の基本方針の決定等

■COE公開講座

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第1回	2003年9月25日	日本のメインバンク制度の実態	Mark Ramseyer (ハーバード・ロー・スクール教授)
第2回	10月30日	コーポレート・ガバナンス再考 ——商法改正のゆくえ	神田秀樹 (東京大学教授)
第3回	11月27日	独占禁止法における独占・寡占規制	白石忠志 (東京大学教授)
第4回	12月11日	コーポレート・ガバナンスと雇用・労働関係	荒木尚志 (東京大学教授)
第5回	2004年1月22日	企業と文化	福原義春 (資生堂名誉会長)
第6回	5月6日	Collective Labor Relations in American Law: A Japanese Perspective	David Westfall (ハーバード・ロー・スクール教授)
第7回	6月3日	文化と法	中里 実 (東京大学教授)
第8回	7月1日	個人情報の保護に関する法律	宇賀克也 (東京大学教授)

※COE公開講座はいずれもBLC公開講座と共催

■COEソフトローセミナー

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第1回	2004年5月11日	Global Law Reform: Institutions and Procedures (第152回比較法政セミナー・英米法研究会と共催)	Lance Liebman (コロンビア・ロー・スクール) 司会：寺尾美子 (東京大学)
第2回	5月12日	A Hard Look At Soft Law: From An American Perspective (第153回比較法政セミナー・第9回BLCセミナーと共催)	David Westfall (ハーバード・ロー・スクール) 司会：中里実 (東京大学)
第3回	6月15日	The Timing, Intensity, and Composition of Interest Group Lobbying: An Analysis of Structural Policy Windows in the States	John M. de Figueiredo (MITビジネス・スクール) 司会：藤田友敬 (東京大学)
第4回	6月23日	Innovation in Bond Contracts	Gaurang Mitu Gulati (ジョージタウン大学ローセンター) 司会：藤田友敬 (東京大学)
第5回	8月12日	Choice as Regulatory Reform: The Case of Japanese Corporate Governance	Curtis Milhaupt (コロンビア・ロー・スクール) 司会：藤田友敬 (東京大学)

■ 「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」シンポジウム

	開催日	テ ー マ	報 告 者
第 1 回	2004年 3 月12日	現代における倫理・社会規範と法 ：ソフトロー研究の将来展望	神田秀樹（東京大学教授）他
第 2 回	7 月17日 18日	医療倫理規定の現代的意義 医療情報の保護と利用	森岡恭彦（日本医師会参与）他

東京大学21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第1回シンポジウム
「現代における倫理・社会規範と法：ソフトロー研究の将来展望」

日時：2004年 3 月12日(金) 13:30-16:30

会場：アカデミーヒルズ・六本木フォーラム オーデイトリアム
(港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー49F)

総合司会：中山信弘（東京大学教授・COEプログラム拠点リーダー／情報財部門リーダー）
挨拶：菅野和夫（東京大学大学院法学政治学研究科長／法学部長）

【第1部】企業と倫理・社会規範

報 告：神田秀樹（東京大学教授・COEプログラム市場取引部門リーダー）

「企業の社会的責任：経団連企業行動憲章やOECD多国籍企業行動指針を例として」

コメント：宮廻美明（東京大学教授）・加藤元彦（外務省経済局国際機関第二課長）

【第2部】医療分野における倫理と社会規範

報 告：樋口範雄（東京大学教授）

「医療における規範とソフトロー」

コメント：畔柳達雄（兼子岩松法律事務所弁護士）

【第3部】倫理・社会規範研究の理論的基礎

報 告：松村敏弘（東京大学助教授）・藤田友敬（東京大学助教授）

「社会規範の法と経済—その理論的展望」

コメント：柳川範之（東京大学助教授）

総 括：中里 実（東京大学教授・COEプログラム政府規制部門リーダー）

共 催：東京大学大学院法学政治学研究科附属比較法政国際センター（「第15回比較法政シンポジウム」）
東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスローセンター
学術創成プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」



東京大学21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第2回シンポジウム

第1日「医療倫理規定の現代的意義：日米の比較を軸として」

日 時：2004年7月17日(土) 午後1時～5時

会 場：東京大学山上会館 2階大会議室

I 「医療倫理の規律における専門家団体の役割：医の倫理綱領改訂の背景と経緯」

日本医師会参与 森岡恭彦

II 「医療を規律するソフトローの意義」

京都大学教授 位田隆一

III 「アメリカの医療と法：ソフトローの機能と日本への示唆」

アーカンソー大学教授 ロバート・B・レフラー

IV 「アメリカ医師会倫理規定の特徴：日本人研究者の視点から」

東京大学学術創成研究補助員 土屋裕子

東京大学大学院博士課程 三瀬朋子

V 報告者からの相互コメントとディスカッション

VI 質疑応答

司会その他：安部圭介（成蹊大学法学部助教授）

第2日「医療情報の保護と利用：運用面での問題点に焦点をあてて」

日 時：2004年7月18日(日) 午後1時～5時半

I 「合衆国における医療情報の保護と利用：臨床場面での問題点と対策のあり方」

Bette-Jane Crigger, PhD

Chief, Ethics Communications Service

National Center for Ethics in Health Care

Veterans Health Administration

II 「医療情報学の観点から：臨床場面における情報保護と利用の問題点」

東京大学名誉教授・(財)医療情報システム開発センター理事長 開原成允

III 「医療における情報保護に対する行政の取り組みと課題」

厚生労働省医政局総務課 土生栄二

IV 「法律家から見た医療情報の保護と利用」

弁護士 畔柳達雄

V 報告者からの相互コメント

VI 質疑応答

司会その他：岩田太（上智大学法学部助教授）

主 催：学術創成プロジェクト「生命工学・生命倫理と法政策」

共 催：東京大学21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」
東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスローセンター

事業推進担当者による教育活動

- 白石 忠 志 2003年夏学期「競争政策と法」
(EUの企業結合規制の研究<一般論>)
- 白石 忠 志 2004年夏学期「経済法演習」
(EUの企業結合規制の研究<新ガイドライン>)
- 中里実・渡辺裕泰 2003年夏学期ゼミ「知的財産法と課税」
(私法と租税法との関係に関して、知的財産権に着目した
検討を加える)
- 中 里 実 2004年夏学期ゼミ「タックスシェルター」
(国際租税法分野のさまざまな問題のなかからいくつかを
選び、調査・報告・議論をおこなう)
- 増 井 良 啓 2004年夏学期「組織課税—国家と市場の相互関係における
ソフトロー(1)」
(組合や信託の扱いについて国税庁の発した通達や事前照
会回答、公認会計士協会の研究報告などの研究)



国際交流

<海外からの来訪者>

2003年

- 9月25日 Mark Ramseyer (ハーバード・ロー・スクール教授)
第1回COE公開講座での講演「日本のメインバンク制度の実態」

2004年

- 5月6日 David Westfall (ハーバード・ロー・スクール教授)
第6回COE公開講座での講演「Collective Labor Relations in American Law: A Japanese Perspective」
- 5月12日 同上
第1回COEソフトローセミナーでの講演「A Hard Look At Soft Law From An American Perspective」
- 5月11日 Lance Liebman (コロンビア・ロー・スクール教授)
第2回COEソフトローセミナーでの講演「Global Law Reform: Institutions and Procedures」
- 6月15日 John M. de Figueiredo (MITビジネス・スクール)
第3回COEソフトローセミナーでの講演
「The Timing, Intensity, and Composition of Interest Group Lobbying: An Analysis of Structural Policy Windows in the States」
- 6月23日 Gaurang Mitu Gulati (ジョージタウン大学ロー・センター)
第4回COEソフトローセミナーでの講演
「Innovation in Bond Contracts」
- 8月12日 Curtis Milhaupt (コロンビア・ロー・スクール教授)
第5回COEソフトローセミナーでの講演
「Choice as Regulatory Reform: The Case of Japanese Corporate Governance」



<事業推進担当者の海外研究活動>

2003年

- 11月 藤田友敬 連合王国・ロンドンで開催された海上物品輸送法制の国際的統一に関する会合に出席

2004年

- 2月 増井良啓 オーストリア・ウィーンにて国際租税協会の研究打合せ
- 7月 岩村正彦 フランス・ボルドー第4大学訪問
- 8月 荒木尚志 オランダ・ライデン大学訪問

3 研究成果

COEソフトロー・ディスカッション・ペーパー・シリーズ

本拠点では、事業推進担当者および学外研究者による論文をそれぞれ1本ずつ「ディスカッション・ペーパー」としてまとめ、紙媒体での発行とホームページからのダウンロード (<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/coelaw/outcome.html>) という2通りの方法で公開しています。2004年9月末までに以下の10本が公表されました。

号	執筆者	タイトル
COESOFTLAW 2004-1	藤田友敬・松村敏弘	社会規範の法と経済 その理論的展望
COESOFTLAW 2004-2	増井良啓	組合・信託課税の領域における通達の特徴
COESOFTLAW 2004-3	小林秀太	土地信託通達に見る信託課税の立法論の方向性
COESOFTLAW 2004-4	山中藍子	「新たな会社類型」に関する課税上の考察
COESOFTLAW 2004-5	芳谷剛伸	投資事業有限責任の課税に関する一考察
COESOFTLAW 2004-6	高宮雄介	匿名組合と課税－契約の性質からのアプローチ
COESOFTLAW 2004-7	森田果	宮城県における日本酒の取引をめぐる実態調査
COESOFTLAW 2004-8	石川博康	「信頼」に関する学際的研究の一動向
COESOFTLAW 2004-9	荒木尚志	Worker's Personal Information and Privacy Protection and Japan's Employment System
COESOFTLAW 2004-10	野田博	コーポレート・ガバナンスにおける法と社会規範についての一考察





発行日 2004年10月31日

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院法学政治学研究科
21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」事務局

Phone:03-5805-7297 Fax:03-5805-7143 E-mail:coe-law@j.u-tokyo.ac.jp URL: <http://www.j.u-tokyo.ac.jp/coelaw/>